

質疑回答書

芝山町長 相川 勝重

(公印省略)

芝山町都市計画マスタープラン見直し業務委託公募型プロポーザル事業者募集要項等に対する質問につきまして、下記のとおり回答します。

記

番号	該当箇所	質問事項	回答
1	【様式1別紙】誓約書 14.	芝山町都市計画マスタープラン見直し業務委託公募型プロポーザル事業者募集要項-(5) 業務実施上の要件-② 配置予定技術者-1) 技術士(建設部門:都市及び地方計画)(照査技術者にあつては、技術士(総合技術監理部門)も可とする。)との要件の通り、誓約書の該当箇所 14. 1) 技術士の記載についても募集要項同様の解釈としてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。【様式1別紙】の内容が誤りであるため、ホームページ上の【様式1別紙】のデータを差換えさせていただきます。 ※なお、参加表明書提出時は、差替え後のデータをご確認の上、ご提出をお願いします。
2	募集要項「公募型プロポーザル技術提案書評価基準」	「評価項目/5.参考見積」についての評価基準については、定量的な算出方法はございますか(標準業務金額との差分を用いて減点していく方法など)。	定量的な算出方法はございません。標準業務内容に技術提案内容を加えた業務規模を基に、参考見積書を提出していただきますが、この参考見積金額が当該業務規模と比較して著しく乖離していると判断した場合のみ10点減点をすることとしております。

番号	該当箇所	質問事項	回答
3	募集要項 P4(5)②配置予定技術者	【様式 1 別紙】誓約書 14 項に記載されている要件と異なりますが、どちらの要件で理解すればよろしいでしょうか。	募集要項 P4(5)②配置予定技術者に記載されている要件でご理解ください。【様式 1 別紙】の内容が誤りであるため、ホームページ上の【様式 1 別紙】のデータを差換えさせていただきます。 ※なお、参加表明書提出時は、差替え後のデータをご確認の上、ご提出をお願いします。
4	募集要項 P6(5)①3)技術提案者の業務実績等（任意様式）	書面には、会社名称を記載しないことよろしいでしょうか。	ご質問内容のとおりです。基本的に 13 部提出していただく書類は、提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないでください。
5	募集要項 P6(5)①4)配置予定技術者の配置計画（任意様式）	書面には、会社名称を記載しないことよろしいでしょうか。記載内容は、管理・照査・主たる担当技術者・担当技術者の別、氏名、経験年数、所属、保有資格、主たる担当部分でよろしいでしょうか。	ご質問内容のとおりです。記載内容についても、ご記載のとおりお願いいたします。
6	募集要項 P6(5)①5)予定技術者申告書【様式 5】	同種・類似業務が 6 件以上あり、行を追加する場合、1 技術者当たり 1 枚に収める必要があるでしょうか。それとも 1 技術者当たり 2 枚以上となってもよろしいでしょうか。	2 枚以上としていただいても可とします。
7	募集要項 P6(5)①5)予定技術者申告書【様式 5】	『区分』のプルダウンに管理技術者がありません。管理技術者の書面では、「主任技術者」を選択することよろしいでしょうか。	ホームページ上の【様式 5】のデータを差換えさせていただきます。 ※なお、技術提案書提出時は、差替え後のデータをご確認の上、ご提出をお願いします。

番号	該当箇所	質問事項	回答
8	募集要項 P7(5)③2)技術提案書【様式4】	技術提案書のボリュームは10頁以内との理解で良いでしょうか。(5枚以内(両面印刷可))	ご質問内容のとおりです。
9	集要項 P7(5)③4)参考見積書【様式4】	「技術提案番号」は、参加資格の審査後に頂けるとの理解で良いでしょうか。	技術提案書提出依頼書の中で、記載させていただきます。
10	募集要項 P8(7)プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼン等への出席者のうち、管理技術者以外の3名は、担当技術者・照査技術者以外の社員でもよろしいでしょうか。	ご質問内容のとおりです。
11	募集要項 P8(7)プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼン等での説明者の指定(例 管理技術者)はないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問内容のとおりです。
12	募集要項 P8(7)プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼン等で発注者からの質問に対する回答は、説明者以外でも回答・発言できると考えてよろしいでしょうか。	ご質問内容のとおりです。
13	募集要項 別紙公募型プロポーザル技術提案書評価基準	5.参考見積(-10点)の配点の基準、1点の重みの考え方をご教授ください。	配点の基準は、参考見積金額が技術提案も含めた業務規模と比較して著しく乖離していると判断した場合のみ10点減点をすることとしております。従って、1点の重みという考え方はなく、0点(減点なし)となるか、-10点となるかのいずれかとなります。
14	特記仕様書(案) P6 第21条	世帯リストは、そのまま配布封筒に貼るラベルシールで提供されるのでしょうか。それとも編集可能な電子データ(エクセル形式、ワード形式)での住所・世帯主名リストでしょうか。上記以外であれば、具体的な提供内容をご提示ください。	世帯リストは、そのまま配布封筒に貼るラベルシールではなく編集可能なエクセルファイルにより提供予定です。